

事業費補助金調査票(表)

補助金名	私立幼稚園幼児教育振興費補助金
------	-----------------

担当課	健康こども部 保育課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	10	04	01	13 - 01
事業名	私立幼稚園幼児教育振興事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R5実施計画額	19,213	千円
R4予算額	19,213	千円
R3決算額	20,625	千円
R2決算額	24,442	千円
R1決算額	24,588	千円
H30決算額	27,779	千円
H29決算額	28,634	千円

事業の趣旨・目的	市内私立幼稚園の設置者を対象に、運営費等に係る経費の一部を補助することにより、私立幼稚園の教育環境の整備及び幼児教育の振興を図ることを目的とする。	補助対象者	【補助対象者】 施設型給付に移行しない市内私立幼稚園									
開始年度	平成 21 年度		【補助対象経費】 ・私立幼稚園の運営費等(教材購入費、教員研修費、傷害保険費、障害児指導費等)に係る経費									
根拠法令等	(市)成田市私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則	経費・補助率	【補助率】 ・教材購入費:1園あたり100千円、園児1人あたり7千円 ・教員研修費:教員1人あたり5千円 ・傷害保険費:園児1人あたり295円 ・障害児指導費:障害児等1人あたり220千円 ・施設設備等費:補助対象経費の1/3以内 (補助限度額1,600千円)									
留意事項			【国県等の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし									
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標								
		金額	件数		割合							
	全体事業費	39,768	/		/							
	うち市補助金	20,625	8		51.9%							
	うち国補助	0	/		0.0%							
	うち県補助	0	/	0.0%								
	自己負担	19,143	/	48.1%								
				【国県等の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし								
				【近隣自治体の補助率】 (教材購入費) 佐倉市:1学級当たり15万円+園児1人当たり月額230円 八街市:1学級あたり10万円+園児1名につき2,400円 (施設・障害児指導費) 佐倉市:施設の整備30万円・障害児1人当たり月額4,200円+月額8万円の合計額 四街道市:園児1人につき、当該年度中において当該園児が在籍した月数に5,000円を乗じて得た額								
				成果指標:交付対象施設数 (単位:園)								
				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> </table>	年度	数値	令和3年度	8	令和2年度	9	令和元年度	9
年度	数値											
令和3年度	8											
令和2年度	9											
令和元年度	9											

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本施策である「幼児教育を推進する」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	園舎の修繕等に係る経費に対し補助することで、幼稚園の環境整備及び幼児教育の振興に資する。障害児指導費補助により、障がいのある幼児の就園機会の拡大及び幼稚園における特別支援教育の充実に繋がる。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	いいえ	私立幼稚園の健全な運営を促進し、教育内容の質的向上を図ることを目的としていること及び運営費等の一部を補助することにより、保育料等の額が一定程度抑えられていると考えられることから、今後も補助水準を維持していく必要がある。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付対象施設数 R1年度:9園 R2年度:9園 R3年度:8園
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	施設型給付に移行していない市内私立幼稚園8園すべてが申請しており、ニーズは高い。私立幼稚園の運営支援及び幼児教育の振興に有効と考える。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	<p>本事業は、私立幼稚園の教育環境の整備及び幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の運営費等に係る経費を補助するものである。</p> <p>本市の補助水準は近隣自治体より高水準であるが、老朽化が進む各施設において改修工事や修繕の必要性が高まるとともに、障がいのある幼児の入園希望が増えていることから、幼稚園の環境整備や障がい児の就園機会の拡大を図る必要があることから、今後も補助事業を継続して実施する。</p>		